

## 子どもの人権 110 番強化週間

6月26日（月曜日）から7月2日（日曜日）までの1週間、「子どもの人権 110 番強化週間」として、「いじめ」や体罰、不登校や子どもの虐待など、子どもに関する人権問題の相談を受け付ける相談電話を設置します。法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、ぜひお気軽にお電話ください。

### ■日時

○6月26日（月）～30日（金）

8時30分～19時

○7月1日（土）及び7月2日（日）

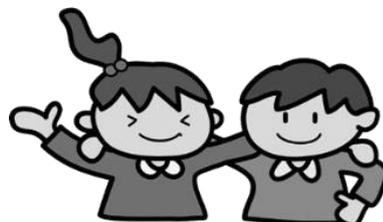
10時～17時

### ■電話番号

Tel.0120-007-110

※IP電話を利用される方は、

Tel.092-739-4175 へお電話ください。



「子どもの人権 110 番」では、強化週間以外でも子どもの人権に関するご相談を、土日祝日を除く、毎日8時30分から17時15分まで（時間外及び土日祝日は留守番電話対応）受け付けています。

●福岡 Tel.0120-007-110（フリーダイヤル）

## 6月23日から29日は 男女共同参画週間

平成29年度のキャッチフレーズは、公募により、

「男で<sup>まる</sup>○、女で<sup>まる</sup>○、共同作業で<sup>にじゅうまる</sup>◎。」

に決定しました。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、みなさん一人ひとりの取組が必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

### ●内閣府男女共同参画局ホームページ

<http://www.gender.go.jp/>

### ●問合せ

うきは市男女共同参画推進室 Tel.75-4980



平成29年度

6/23(金)～29(木)

## 男女共同参画週間

